

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組

1. 経緯

平成27（2015）年11月に閣議決定された「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）を契機として、障害の有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することや、全国展開を見据えつつ、東京においてユニバーサルデザインの街づくりを進めることで、共生社会を実現し、障害者等の活躍の機会を増やしていくことが位置づけられた。同年12月までの間に、多数の障害者団体が参画する分科会を12回開催し、分野毎の専門的な議論を行い、平成29（2017）年2月、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（以下「行動計画」という。）を決定することとなった。なお、これら施策の重要性に鑑み、その決定に当たっては、同連絡会議を関係閣僚会議に格上げし、総理及び障害者団体の出席を得て、「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議（第1回）」を開催した。



東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣が障害当事者団体から直接意見を聴取



分科会では、有識者、障害当事者団体、関係府省等が混ざり合い、小規模のテーブルを囲んで意見交換

2. ユニバーサルデザイン2020行動計画の概要

(1) 基本的な考え方

- ・ 障害のある選手たちが圧倒的なパフォーマンスを見せる2020年東京パラリンピック競技大会は、共生社会の実現に向けて人々の心の在り方を変える絶好の機会である。
- ・ 「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映していくことが重要。
- ・ この機を逃さず、国民全体を巻き込んだ「心のバリアフリー」の取組を展開するとともに、世界に誇れるユニバーサルデザインの街づくりを実現すべく取り組む。（本行動計画に記載された内容は、本白書に記載される様々な障害者にかかわる施策に反映されていくものである。）

- ・ 障害者に関する施策の検討及び評価に当たっては、障害当事者が委員等に参画し、障害のある人の視点を施策に反映させることとする。
- ・ 2020年にこれら施策が確実に実現されるよう、関係府省等の施策の実施状況を確認・評価し、その結果を踏まえて関係府省等が施策を改善することにより、実行性を担保していくこととする。

(2) 具体的な取組

ア 「心のバリアフリー」

行動計画で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要であり、そのために重要なポイントとして、以下の3点を挙げた。

- ・ 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ・ 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ・ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

「心のバリアフリー」を実現するための施策は、あらゆる年齢層において継続して取り組まなければならない課題であるとともに、学校で、職場で、病院などの公共施設で、家庭で、買い物や食事の場で、スポーツ施設や文化施設など地域のあらゆる場において、また、日々の人々の移動においても、切れ目なく実現されなければならない。よって、以下の主な施策を含め、社会全般に渡って施策を展開することとした（図表2-4）。

イ ユニバーサルデザインの街づくり

我が国において、交通分野、建築・施設分野のバリアフリー化（情報にかかわる内容を含む）については、平成18（2006）年以降、バリアフリー法のもと、交通施設、建築物等の種類毎に目標を定め、個々の施設のバリアフリー化と地域における面的なバリアフリー化に全国的に取り組む、一定の水準まで整備が進んできた。東京大会は、こうした取組に加え、世界に誇ることでできるユニバーサルデザインの街づくりを目指して、更なる取組を行う好機である。

街づくりは極めて幅広い分野であり、かかわる施策も多岐にわたる。このため行動計画においては、大きく①東京大会に向けた重点的なバリアフリー化と②全国各地における高い水準のユニバーサルデザインの推進という2つの観点から、幅広い施策をとりまとめた（図表2-5）。

第1回関係閣僚会議で行動計画を決定（総理、障害者団体も出席）



■ 図表2-4 「心のバリアフリー」の具体的な取組

- 第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
参考資料
- 1) 学校教育における取組
 - ①すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導
 - ▶次期学習指導要領に基づく指導や教科書等の充実、「心のバリアフリーノート（仮）」の作成を含めた取組の検討
[文部科学省] 等
 - ②すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解
 - ▶教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法等の充実 [文部科学省] 等
 - ③障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開
 - ▶「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置し、全国において、団体間のネットワーク形成を促進（従来から特別支援学校と交流している若しくは特別支援学級を設置している学校を軸に、障害のある人との交流及び共同学習を実施し、その後全面展開） [文部科学省、厚生労働省]
 - ④障害のある幼児・児童・生徒を支える取組
 - ▶社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えるコミュニケーションスキルの獲得等に向けた指導内容改善及び充実 [文部科学省]
 - ▶高等学校においても通級指導を新たに制度化 [文部科学省] 等
 - ⑤高等教育（大学）での取組
 - ▶教職員が集まる会議等において取組事例紹介 [内閣官房、文部科学省]
 - ▶各地域において障害のある学生の修学・就労支援のセンターとなる大学を選定 [文部科学省]
 - ▶大学生等を対象としたワークショップを開催 [内閣官房、組織委員会] 等
 - 2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組
 - ①企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施
 - ▶経済界協議会と連携し、幅広い分野の企業が社員教育を行うよう働きかけ [内閣官房、経済産業省その他経済官庁全般、経済界協議会]
 - ▶国家公務員への「心のバリアフリー」研修 [内閣官房等] 等
 - ②待遇対応の向上
 - i) 交通分野におけるサービス水準の確保
 - ▶交通事業者向け待遇ガイドラインの策定及び普及 [国土交通省、厚生労働省]
 - ii) 観光、外食等サービス産業における待遇の向上
 - ▶観光・流通・外食等関係業界における待遇マニュアル策定及び普及 [観光庁、経済産業省、農林水産省、厚生労働省等]
 - iii) 医療分野におけるサービス水準の確保
 - ▶医療従事者向けのガイドラインの策定及び普及 [厚生労働省]
 - ③障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組
 - ▶法定雇用率の見直し、障害者就業・生活支援センターによる支援の強化や精神科医療機関とハローワークとの連携強化 [厚生労働省]
 - ▶人材採用評価基準への「心のバリアフリー」の導入や障害者が働きやすい職場環境づくりを行うよう企業へ働きかけ
[経済界協議会] 等
 - 3) 地域における取組
 - ①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組
 - ▶地方自治体、社会福祉協議会等が連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させる取組を実施 [厚生労働省等]
 - ②災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援のあり方
 - ▶「避難行動要支援者名簿」について、各自治体におけるその着実な検討・実施を促進するとともに、避難行動要支援者の視点から避難行動支援に関する取組の内容を整理したパンフレットを作成するとともに、名簿に係る事例集を作成し、これらを周知 [内閣府（防災）、消防庁]
 - ③その他
 - ▶地域の人権擁護委員等を「心のバリアフリー」の相談窓口として活用

4) 国民全体に向けた取組

- ①障害のある人となない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進 [スポーツ庁]
- ②特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施 [文部科学省]
- ③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動
 - ▶障害に対する理解を持ち、困っている障害者等に自然に声をかけることができる国民文化の醸成に向けた仕組みの創設 [内閣官房等] 等

5) 障害のある人による取組

- ▶障害のある人自身やその家族が自らの障害を理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手に分かりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けるための取組を進める地方自治体の支援 [厚生労働省、内閣官房] 等

資料：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

■ 図表2-5 「ユニバーサルデザインの街づくり」の具体的な取組

1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化

- ①競技会場におけるバリアフリー化の推進 [内閣官房、スポーツ庁]
- ②競技会場周辺エリア等におけるバリアフリー化の推進（道路、都市公園、主要建築物におけるトイレのバリアフリー化等） [国土交通省、警察庁]
- ③主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化の推進 [国土交通省]
 - －東京大会関連駅へのEV増設やホームドアの整備等へ重点支援
 - －都内主要ターミナル等（新宿、渋谷、品川、虎ノ門等）の都市再開発プロジェクトを実施する中で、バリアフリー化を推進
- ④海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心とした空港のバリアフリー化の推進 [国土交通省]
- ⑤リフト付バス・UDタクシー等の導入促進 [国土交通省]

2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

- ①バリアフリー基準・ガイドラインの改正 [国土交通省]
 - ▶Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえ、基準やガイドラインの改正を行い、主要観光地を含めた全国の交通施設・建築施設のバリアフリー水準の底上げを図る
- ②観光地のバリアフリー化（観光地のバリアフリー情報提供、バリアフリー旅行相談窓口の拠点数の増加等） [国土交通省]
- ③都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバリアフリーの推進
 - i) 都市再開発プロジェクト等に伴うバリアフリーの推進 [国土交通省]
 - ii) 全国の主要鉄道駅周辺（特定道路を含む）のバリアフリー化の推進 [国土交通省]
 - iii) 市町村における面的なバリアフリー化を進めるためのバリアフリー基本構想の策定促進 [国土交通省]
 - iv) ピクトグラムに関する標準化の推進・普及 [経済産業省] 等
 - v) パーキングパーミット制度の導入促進方策の検討 [国土交通省]
- ④公共交通機関等のバリアフリー化
 - i) 鉄道に関わるバリアフリー化 [国土交通省]
 - ハンドル形電動車椅子の鉄道乗車要件の見直し、駅ホームの安全性向上等
 - ii) 全国の主要な旅客船ターミナル及び船旅メジャールート等のバリアフリー化の促進 [国土交通省]
 - iii) 航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進 [国土交通省]
 - iv) リフト付バス・UDタクシー車両の導入促進 [国土交通省] (一部再掲)
 - ※観光バス等の貸切バスのバリアフリー化についても検討
- ⑤ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援（バリアフリー情報提供機能強化等） [国土交通省、総務省]
- ⑥トイレの利用環境の改善（ガイドライン等の改正、マナー改善等） [国土交通省]

資料：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

TOPICS

心のバリアフリーの普及について

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要であるとしている。

平成28（2016）年度に、以下3点の気づきを受講者に与えることを目的とする研修プログラムを、障害者団体・経済界協議会等の協力を得て作成した。

- ①「障害はどこにあるのか？」を理解する（「障害の社会モデル」の理解）
- ②社会にある「バリア」によって人々に生じている困りごとや痛みを感じる
- ③共生社会をつくるために、具体的な行動を起こす

平成29（2017）年度においてはより入門編にあたるツールとして、2020年を契機に、誰もが当たり前のように、異文化、障害等に対する理解を深め、自分とは異なる条件を持つ多様な人々とのコミュニケーションを実践する社会を実現するため、個々人のマインドセットを促すツールとしてアニメーション教材を作成している。

（参考：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/udsuisin/program.html）

「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材



コンテンツの概要

- (1) 「心のバリアフリーについて学ぼう」～メッセージ編～（10分程度）

目指す社会（共生社会）イメージの共有、心のバリアフリーの意義、障害をはじめ多様な特性を理解する際のポイント等、教材で伝えたいメッセージをまとめ、一人一人に次の行動を促す

- (2) 「バリア」とはなんだろう？（2分程度のモジュール6本で構成）

- ① 声かけが必要なのはどんなとき？
- ② 困っていることに気づいたら1 ～適切な距離を保って相手の求めに沿った手助けをしよう～
- ③ 困っていることに気づいたら2 ～見た目で判断せず要望を聞いてみよう～
- ④ コミュニケーションの取り方がわからないときは？
- ⑤ 見慣れない状況に出会ったら
- ⑥ 「障害」とは何だろう

- (参考) 異文化交流をしてみよう（3分程度のモジュール7本で構成）

ホストタウンでのボランティア人材等の育成に資するものとして、外国人との交流に役立つコミュニケーションポイント（語学力以外）を扱う教材も作成している

3. ユニバーサルデザインの加速に向けた取組状況

この行動計画をもとに、関係省庁等が共生社会の実現に向けた諸施策を推進する中、2020年パラリンピック大会まで1000日を切った平成30（2018）年1月に「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議（第2回）」を開催し、レガシーとしての共生社会の実現に向け、以下のような「心」と「街」の両分野における積極的な取組を共有し、施策の更なる進展を図り、共生社会の実現に向けた取組の加速化を確認した。

第2回関係閣僚会議の様子



取組の加速を確認



障害者団体も出席

〈関係閣僚会議第2回で確認された進捗の例〉

①「心のバリアフリー」

- 全ての児童達への心のバリアフリーの指導を推進するため、小学校と中学校の学習指導要領を平成29（2017）年3月に改訂。
- 心のバリアフリーの教材として、児童達が「障害の社会モデル」を学べる、教科等横断的に活用可能な「心のバリアフリーノート（仮称）」を平成30（2018）年度中に作成予定。
- 「心のバリアフリー推進会議」を平成29年7月に設置し、その議論を踏まえ障害のある子供とない子供が交流や共同学習を行うことを推進。
- 心のバリアフリーを学ぶためのアニメーション（平成30年3月作成）や、集合研修プログラム（平成29年3月作成）を活用し、広く国民を巻き込んだ心のバリアフリーを推進。

②ユニバーサルデザインの街づくり

- 交通事業者のハード、ソフト両面の対策の促進等を内容とする、バリアフリー法改正案を第196回国会に提出。
- 大規模鉄道駅におけるバリアフリールート複数化、利用回数に応じたエレベーターの大型化、新幹線の車いすスペースの設置数の見直し等の交通バリアフリー基準の見直しを平成29（2017）年度内に実施。
- ※上記と併せ、2020年に向け東京中心部の鉄道駅のバリアフリー化を高度化
 - ・バリアフリールート整備状況：129駅（2013）→142駅（2020）
 - ・複数ルートのバリアフリー化：16駅（2013）→40駅（2020）
 - ・大型エレベーターの設置基数：24基（2013）→72基（2020）
 - ・ホームドア設置駅数：70駅（2013）→126駅（2020）
（山手線内側のJR・地下鉄の142駅を集計）
- ホテルのバリアフリー客室設置数の基準（政令）の見直しについて、平成29年12月に検討会を設置。平成30年夏を目途に取りまとめ。
- NET119緊急通報システム（聴覚・言語機能障害者向けシステム）や救急ボイストラ（多言語音声翻訳アプリ）等のICTを活用したユニバーサル社会の実現を2020年に向け推進。

TOPICS

ピクトグラム（案内用図記号）のJIS改正について

JIS Z8210「案内用図記号」は、言語ではなく目で見ただけで案内を可能とし多くの公共交通機関や公共施設等で広く使われており、ピクトグラムとも呼ばれている。本規格は、平成14（2002）年に開催されたサッカー日韓ワールドカップを契機に、日本人だけでなく外国人観光客の円滑な移動誘導を目的とし、理解度・視認性テスト等を経て経済産業省が制定した。

今般、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、より多くの外国人観光客が訪日することが見込まれることから、あらゆる人にとってより分かりやすい案内用図記号とするため、平成28（2016）年から平成29（2017）年にかけてJIS Z8210の改正を検討した。JIS Z8210原案作成委員会では関係省庁、観光業界、障害者団体等の幅広い関係者を含め図記号の内容を検討し、経済産業省の審議会である日本工業標準調査会（JISC）の審議を経て、平成29年7月20日にJIS Z8210を改正した。具体的な改正内容としては、既存の図記号についてISO規格との整合化を図るとともに、ヘルプマークなど新たに図記号を追加した。

改正した案内用図記号

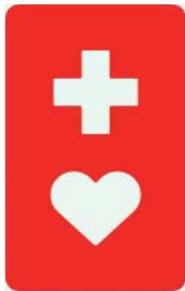
	駐車場	手荷物受取所	救護所	乗り継ぎ	ベビーケア ルーム
JIS 改正前					
JIS 改正後 (ISOに)整合					

案内 	温泉（選択制）  or 
名称を「情報コーナー」 から「案内」に変更 (案内所も含む)	

新たに追加した15種類の案内用図記号及びヘルプマーク

無線 LAN 	充電コーナー 	自動販売機 	海外発行カード 対応 ATM 	オストメイト用設備/ オストメイト 
駅事務室 / 駅係員 	一般車 	レンタサイクル / シェアサイクル 	コンビニエンス ストア 	イヤホンガイド 
列車の非常 停止ボタン 	ホームドア： たてかけない 	ホームドア： 乗り出さない 	ホームドア：ドアに手 を挟まないように注意 	シートベルト を締める 

ヘルプマーク

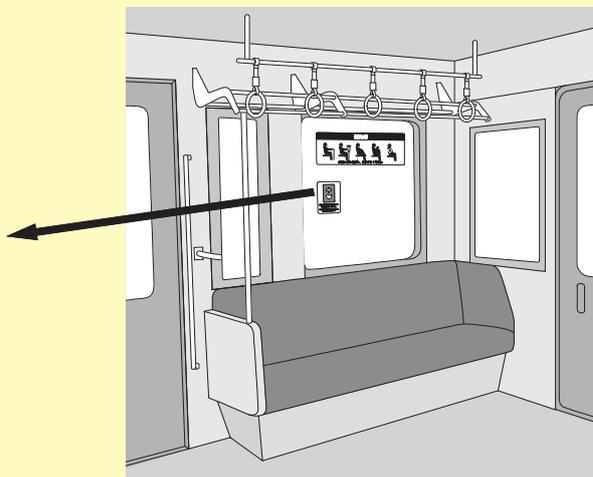


【ヘルプマークとは】

義足又は人工関節を使用している人、内部障害又は難病の人、妊娠初期の人など、援助又は配慮を必要としている人が身に着けることで、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができる表示（左図参照）。平成 24（2012）年に東京都が作成し、平成 29 年に JIS 規格になったことで、全国統一のマークになり、その普及促進が期待される。

【ヘルプマークを身に着ける以外の活用例】

公共交通機関などの優先席などに掲示し周囲の配慮を求める事例（下図参照）



TOPICS

共生社会ホストタウンについて

2020年東京パラリンピック大会を契機に、そのレガシーとして、共生社会を創り出すことが重要である。このため、政府レベルの取組としては、平成29（2017）年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を策定し、その進捗及び更なる加速化を、平成30（2018）年1月の「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議（第2回）」で確認したところである。

この行動計画に基づく取組とあわせて、地域でのユニバーサルデザインへの自立的なきめ細かい取組を促すため、パラリンピアンとの交流をきっかけに、共生社会の実現に向けて継続的かつ加速的に取り組むホストタウンを【共生社会ホストタウン（平成29年11月に新設）】として登録し、その取組を促進していく。

共生社会ホストタウンが目指すものは、障害のある海外の選手たちを迎えることをきっかけとした、「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」の推進であり、自治体ならではの特色ある、総合的な取組が地域主導で進められることが期待されている。

具体的な例として、「ユニバーサルデザインの街づくり」では交通施設や運動施設、宿泊施設等のバリアフリー化やユニバーサルツーリズムの推進、「心のバリアフリー」分野では、選手たちとの交流をきっかけとした住民や子供たちへのパラスポーツ体験や研修や教育等が期待されており、これらが大会後にも定着することを狙いとしている。



取組例①：ユニバーサルツーリズムの推進



取組例②：パラスポーツ体験

【平成29年12月に登録した6自治体とその主な特徴】

- 三沢市：障害当事者の参画による公共施設のユニバーサルデザイン化や、民間店舗等のバリアフリーの促進など幅広く取組を展開
- 浜松市：22競技/350人のブラジルのパラリンピアン受入を契機とした、街全体を挙げた総合的な街・心のバリアフリー化を推進
- 明石市：飲食店等におけるきめ細かなバリアフリー環境の整備や、幅広い対象に対する障害理解の取組を推進
- 宇部市：障害者アートとスポーツの両軸から街の特色を生かした心と街のバリアフリー化を推進
- 高松市：障害者スポーツの聖地を目指し、屋島競技場のユニバーサルデザイン化を中心とした特色ある街づくりを展開
- 世田谷区：商店街等の地元で根差したバリアフリー化やバリアフリー先進国の米国から共生社会を学ぶ取組等、独自の視点での取組を推進

今後も継続的に公募を続け、政府・地域の両軸から共生社会実現に向けた取組を推進する。